

第 6356 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 10日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 永代供養料

Q : 父が亡くなり、お寺に永代供養料を払いました。この費用は、葬式費用になりますか？

A : 葬式費用にはなりません。

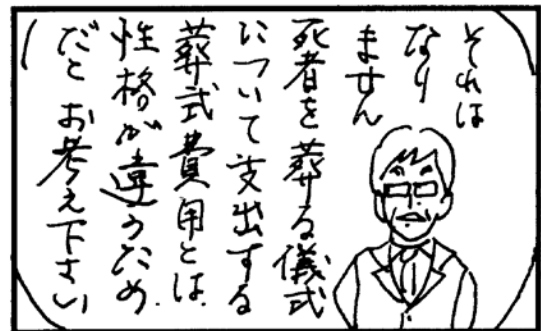
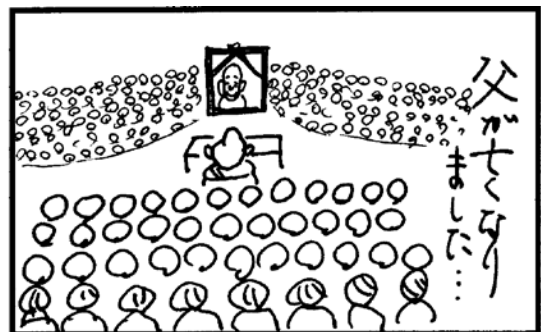
【解説】

相続税法では、相続又は遺贈により財産を取得した者の課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から次に掲げるものの金額のうち、その者の負担に属する部分の金額を控除した金額によると規定し、次に掲げるものとして、被相続人に係る葬式費用を債務控除の対象としています。

そして、この葬式費用として控除する金額について、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるものとする一方、法会に要する費用は、死者を葬る儀式である葬式とは異なり、死者の追善供養のため営まれるものであることから、葬式費用にはならないとしています。

ところで、永代供養とは、寺院や霊園が遺骨を預かり、供養や管理を行う供養方法ですから、毎年の忌日や彼岸などに故人の供養をしてもらうために寺に納めておく永代供養料は、死者を葬る儀式について支出する葬式費用とは性格が違うものとなります。

したがって、永代供養料は葬式費用として債務控除することはできないこととなります。



【三輪厚二税理士事務所 (大阪市中央区)】